

令和7年度就学援助制度について

土浦市では、経済的に困っているご家庭に対して、就学費用等の一部を援助する「就学援助制度」を設けています。以下の「Ⅰ 援助を受けることができる方」のいずれかにあてはまる方で、この制度の利用を希望される方は、学校に申し出てください。

Ⅰ 援助を受けることができる方

- ・ 保護者の収入が不安定で、年間総所得金額が生活保護に準ずる程度の方
- ・ ひとり親家庭等で、年間総所得金額が生活保護に準ずる程度の方
- ・ 生活保護法による保護が停止または廃止された方
- ・ その他、経済的に困りの方

審査基準はこちら

【所得の目安】

家族人数	家族構成《例》	年間総所得金額	給与収入換算額(目安)
2人	母、小学生	230万円未満	354万円未満
3人	父、中学生、小学生	268万円未満	402万円未満
4人	父、母、中学生、小学生	306万円未満	450万円未満
5人	父、母、祖父、中学生、小学生	344万円未満	497万円未満
6人以上	年間総所得金額：家族人数1人の増加に対し、344万円に38万円ずつ加算した金額		

※年間総所得金額は、収入から必要経費等を引いた金額です(税制改正に伴い、給与所得・公的年金所得のある方については、総所得金額から10万円を控除します)。

※同居・別居・世帯分離の有無にかかわらず、生活を同一にしている親族及び同居人の所得も合計して審査します。

2 援助を受けられる費用

認定となった場合、以下の費目について、所定の金額を保護者の口座に振り込みます。

・新入学用品費 ・学用品費 ・修学旅行費 ・校外活動費 ・学校給食費 など

※入学前に入学準備金を受給された場合は、新入学用品費の支給は対象外となります。

※小学6年生の認定児童が土浦市立学校へ進学する場合は、希望により制服を支給します。

また、土浦市立学校以外の公立又は私立の学校に進学する場合は、希望により制服購入費用の一部(別途定める額)を支給します。

※土浦市立学校の児童生徒については、給食費は、当面の間、保護者負担額を無償としていることから、就学援助費での支給はありませんが、茨城県立中学校等の生徒については、保護者負担額を支給いたします。

3 申請方法

認定給付申請書(様式第2号)に記入のうえ、以下の必要書類を添えて、お子さんが通学している学校が指定する日までに、学校に提出してください。(認定給付申請書は学校にあります。)

なお、兄弟・姉妹等が土浦市立小・中学校及び義務教育学校に通学されている場合は、申請書は1人につき1枚作成してください。

【必要書類】

(1) 令和7年1月1日時点で土浦市に住民票のある方

- ・通帳若しくはキャッシュカードのコピー、または口座番号連絡書

(2) 令和7年1月2日以降に土浦市に転入された方

- ・前住所地の市町村が発行する所得証明書（源泉徴収票、給与明細は不可）
- ・通帳若しくはキャッシュカードのコピー、または口座番号連絡書

※所得証明書の提出が遅れる場合は、申請書提出の際に学校にその旨お申し出ください。

4 認定方法

認定・非認定については、年間総所得金額や資産（家屋等）の所有状況、親族からの援助の状況などを教育委員会が総合的に審査し、決定します。ご家庭の状況を確認するため、民生委員が訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。

5 認定結果

年度当初（4月）、5月及び6月の申請分については、審査後、7月中旬頃に学校を通して結果を送付します。7月以降の申請分については、申請月の翌月頃に結果を送付します。

※認定結果送付が7月中旬となるため、準要保護に関連する各種制度をご利用する場合は、ご注意ください。

6 申請にあたっての留意事項

- ・審査は毎年度行います。前年度に認定された方も再度申請が必要ですのでご注意ください。
- ・申請にあたっては、小・中学校及び義務教育学校の児童生徒、未就学児を除く生活を同一にする親族及び同居人全員の所得申告が必要です。未申告の方が1人でもいらっしゃる場合は、非認定となることがありますので、ご注意ください。未申告の場合は、所管の税務署または市役所等で所得の申告を行ったうえで、申請してください。
- ・築3年以内の家屋を所有している方は、原則非認定となりますのであらかじめご了承ください。

（例）令和4年築の場合

令和4年度（0年目）

令和5年度（1年目）

令和6年度（2年目）

令和7年度（3年目）

令和8年度（4年目）→→→ 認定できる

3年度間は認定できない

- ・年度当初（4月）後の申請については、教育委員会に申請書が届いた日の翌月1日現在で審査を行います。認定となった場合は、認定された月分から就学援助費を支給します。
- ・認定後、家族の状況に変化が生じた場合や転居した場合、家屋を新築した場合は、速やかに学校に報告し、異動届（様式第7号）を、学校を経由して教育委員会に提出してください。
- ・日本国外にご家族がいらっしゃる場合、所得確認等が困難なため、別居家族として申請書に記載されていても審査に加えることができない場合がございます。

7 その他

- ・就学援助費の支給時期は、7月末（4～7月分）、12月末（9～12月分）、3月末（1～3月分）の年3回です。支給時期になりましたら、申請時に指定した口座を確認いただきますようお願いいたします。
- ・援助を受けられる費用のうち、学用品費等については、教材等の購入のために支給するお金となりますので、学校徴収金の支払いにお使いいただきますようお願いいたします。